

平成28年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1 市の概況	5
(1) 厚木市の位置	5
(2) 市域の変遷	5
2 人口・世帯数の推移	6
3 平成 2 8 年度一般会計歳入歳出予算 (当初)	7
4 平成 2 8 年度一般会計歳入歳出予算構成図 (当初)	8
5 平成 2 7 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6 平成 2 7 年度一般会計歳入決算額	10
7 平成 2 7 年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8 市税当初予算額前年度対比表	13
9 平成 2 8 年度市税歳入予算額の構成 (当初)	14
10 平成 2 7 年度市税歳入決算額の構成	15
11 市税収入の推移	16
12 市税伸長状況表	16
13 市税の伸長率	17
14 徴税費に関する調べ (年度比較)	18
15 個人市民税・県民税	19
(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移 (6 月末)	19
(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)	20
(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)	20
(4) 課税標準額所得割等に関する調べ	21
(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ (6 月末まで) ...	22
(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)	23
(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)	24
(8) 事業専従者に関する調べ	25
16 法人市民税	26
(1) 税率別調定額前年度対比表	26
(2) 調定額の推移	27
(3) 月別調定額前年度対比表	28

17	固定資産税・都市計画税	29
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	29
(2)	土地に関する概要調書	30
(3)	宅地に関する調べ	32
(4)	家屋に関する概要調書	33
(5)	償却資産に関する概要調書	34
(6)	土地の年度別構成比	35
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	36
(2)	軽自動車税に関する調べ(当初・四輪内訳)	37
(3)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
19	市たばこ税に関する調べ	39
20	入湯税に関する調べ	40

第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	50
25	行政機構と税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	55
27	電算事務実施状況	56
28	市税の税率等一覧表(平成28年度)	57
29	市税税率の変遷	58

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭 和 30 年 3 月 22 日 制 定)

あつぎの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成28年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

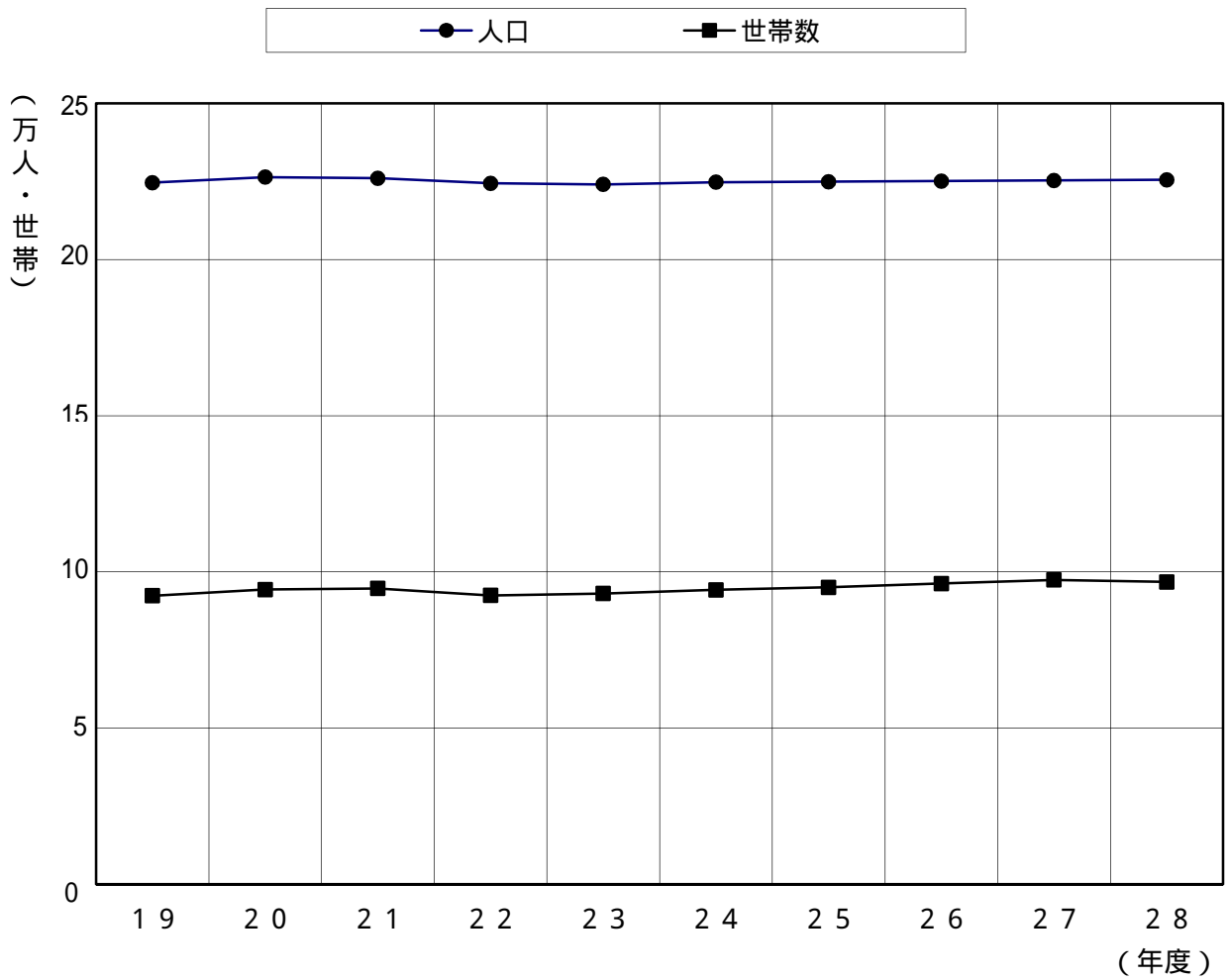
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年度	世帯数	人		
		総数	男	女
19	92,378	224,619	117,530	107,089
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887
25	95,054	224,954	116,929	108,025
26	96,281	225,166	117,052	108,114
27	97,443	225,347	117,130	108,217
28	96,767	225,541	116,511	109,030

3 平成28年度一般会計歳入歳出予算(当初)

歳入 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5市税	43,303,627	53.7
10地方譲与税	473,000	0.6
15利子割交付金	52,000	0.1
18配当割交付金	180,000	0.2
21株式等譲渡所得割交付金	143,000	0.2
24地方消費税交付金	4,586,000	5.7
27ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.2
30自動車取得税交付金	150,000	0.2
33地方特例交付金	152,000	0.2
35地方交付税	30,000	0.0
40交通安全対策特別交付金	37,000	0.0
45分担金及び負担金	606,240	0.8
50使用料及び手数料	1,446,132	1.8
55国庫支出金	12,153,007	15.1
60県支出金	4,432,289	5.5
65財産収入	191,633	0.2
70寄附金	5,642	0.0
75繰入金	667,168	0.8
80繰越金	1,200,000	1.5
85諸収入	4,125,162	5.1
90市債	6,496,100	8.1
合計	80,580,000	100.0

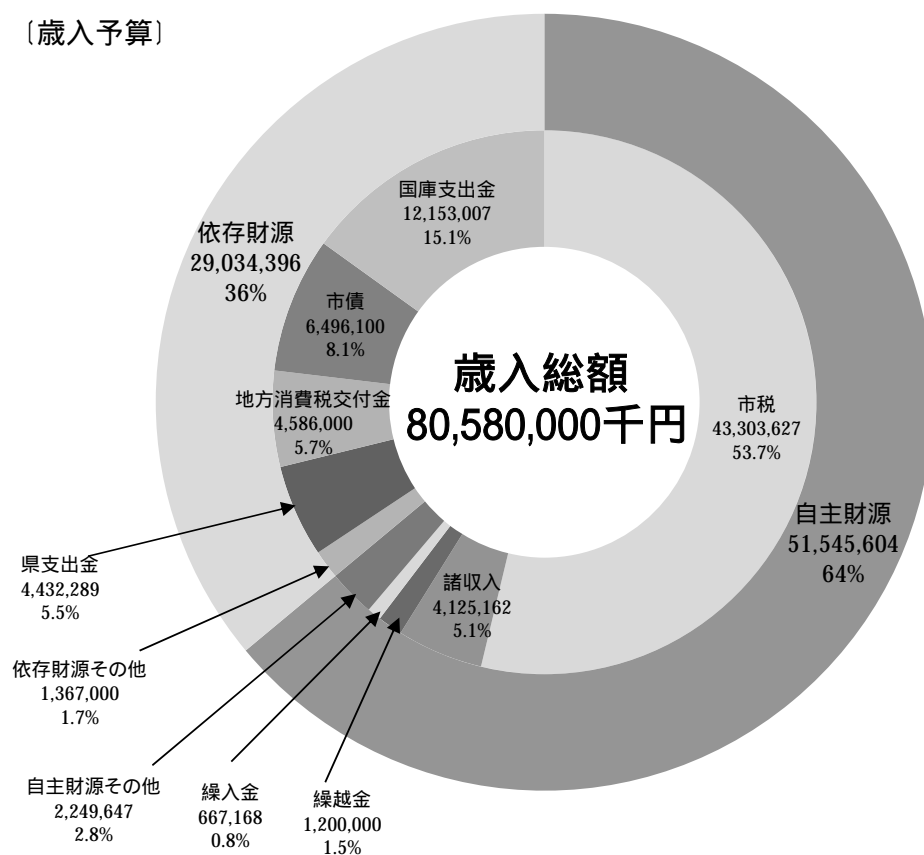
歳出 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5議会費	466,668	0.6
10総務費	7,604,520	9.4
15民生費	31,782,575	39.5
20衛生費	7,590,847	9.4
25労働費	285,328	0.4
30農林水産業費	849,247	1.1
35商工費	3,183,272	4.0
40土木費	11,477,544	14.2
45消防費	3,009,631	3.7
50教育費	8,333,994	10.3
60公債費	5,896,374	7.3
70予備費	100,000	0.1
合計	80,580,000	100.0

4 平成28年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

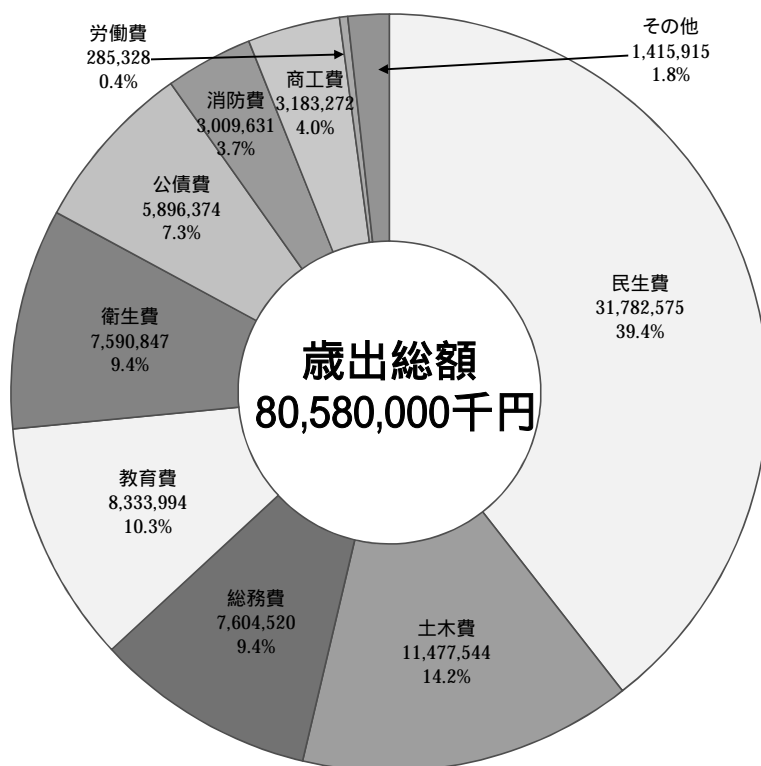
〔歳入予算〕

(単位:千円)



〔歳出予算〕

(単位:千円)



5 平成27年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	84,559,250,701	84,416,803,397	142,447,304	
特別会計	公共用地取得事業	375,259,000	375,256,614	2,386
	後期高齢者医療事業	2,209,926,000	2,206,299,719	3,626,281
	国民健康保険事業	28,976,913,000	29,062,005,737	85,092,737
	介護保険事業	12,163,611,000	11,707,216,818	456,394,182
	公共下水道事業	5,923,149,000	5,807,434,422	115,714,578
	小計	49,648,858,000	49,158,213,310	490,644,690
	合計	134,208,108,701	133,575,016,707	633,091,994

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	84,559,250,701	80,111,203,543	4,448,047,158	
特別会計	公共用地取得事業	375,259,000	375,256,614	2,386
	後期高齢者医療事業	2,209,926,000	2,188,072,011	21,853,989
	国民健康保険事業	28,976,913,000	28,581,325,973	395,587,027
	介護保険事業	12,163,611,000	11,441,115,675	722,495,325
	公共下水道事業	5,923,149,000	5,585,807,792	337,341,208
	小計	49,648,858,000	48,171,578,065	1,477,279,935
	合計	134,208,108,701	128,282,781,608	5,925,327,093

6 平成27年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

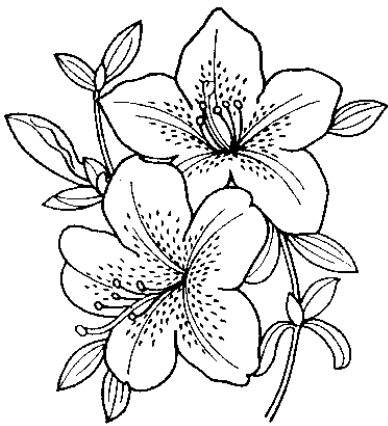
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,952,182	47,352,182,000	49,233,833,286	47,742,646,510	56.6	100.8
10 地方譲与税	509,000	509,000,000	518,586,008	518,586,008	0.6	101.9
15 利子割交付金	66,000	66,000,000	56,279,000	56,279,000	0.1	85.3
18 配当割交付金	150,000	150,000,000	218,860,000	218,860,000	0.3	145.9
21 株式譲渡所得割 交 付 金	132,000	132,000,000	236,103,000	236,103,000	0.3	178.9
24 地方消費税 交 付 金	4,186,000	4,186,000,000	4,777,049,000	4,777,049,000	5.7	114.1
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	150,000	150,000,000	141,372,707	141,372,707	0.2	94.2
30 自動車取得税 交 付 金	150,000	150,000,000	191,676,000	191,676,000	0.2	127.8
33 地方特例 交 付 金	175,000	175,000,000	149,389,000	149,389,000	0.2	85.4
35 地方交付税	30,000	30,000,000	39,059,000	39,059,000	0.0	130.2
40 交通安全対策 特別交付金	40,000	40,000,000	41,618,000	41,618,000	0.0	104.0
45 分担金及び 負 担 金	701,121	701,121,000	689,595,277	671,697,244	0.8	95.8
50 使用料及び 手 数 料	1,247,844	1,219,864,000	1,252,786,385	1,218,568,195	1.4	99.9
55 国庫支出金	10,932,735	12,004,236,000	11,125,909,044	11,125,909,044	13.2	92.7
60 県 支 出 金	4,460,946	4,693,493,266	4,668,403,726	4,668,403,726	5.5	99.5
65 財 産 収 入	173,361	248,387,000	248,784,992	248,761,292	0.3	100.2
70 寄 附 金	5,750	5,750,000	53,945,370	53,945,370	0.0	938.2
75 繰 入 金	913,424	77,881,000	70,097,580	70,097,580	0.1	90.0
80 繰 越 金	800,000	2,506,269,435	2,506,270,263	2,506,270,263	3.0	100.0
85 諸 収 入	4,583,237	4,630,567,000	5,106,438,108	4,827,012,458	5.7	104.2
90 市 債	5,421,400	5,531,500,000	4,913,500,000	4,913,500,000	5.8	88.8
合 計	77,780,000	84,559,250,701	86,239,555,746	84,416,803,397	100.0	99.8

7 平成27年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	486,666	481,722,000	468,258,325	13,463,675	0.6	97.2
10 総 務 費	7,891,745	11,862,839,773	11,226,520,630	636,319,143	14.0	94.6
15 民 生 費	30,914,196	32,383,152,440	30,516,048,004	1,867,104,436	38.1	94.2
20 衛 生 費	7,255,849	8,300,200,000	8,063,873,010	236,326,990	10.1	97.2
25 労 働 費	266,158	266,158,000	265,310,630	847,370	0.3	99.7
30 農林水産業費	761,440	749,578,266	700,452,645	49,125,621	0.9	93.4
35 商 工 費	3,398,231	3,587,310,660	3,482,302,850	105,007,810	4.3	97.1
40 土 木 費	9,642,538	9,855,894,000	9,194,366,431	661,527,569	11.5	93.3
45 消 防 費	3,351,456	3,228,170,194	3,050,934,134	177,236,060	3.8	94.5
50 教 育 費	7,578,954	7,658,799,838	7,103,708,645	555,091,193	8.9	92.8
60 公 債 費	6,132,767	6,131,869,000	6,039,428,239	92,440,761	7.5	98.5
70 予 備 費	100,000	53,556,530	0	53,556,530	-	-
合 計	77,780,000	84,559,250,701	80,111,203,543	4,448,047,158	100.0	94.7

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

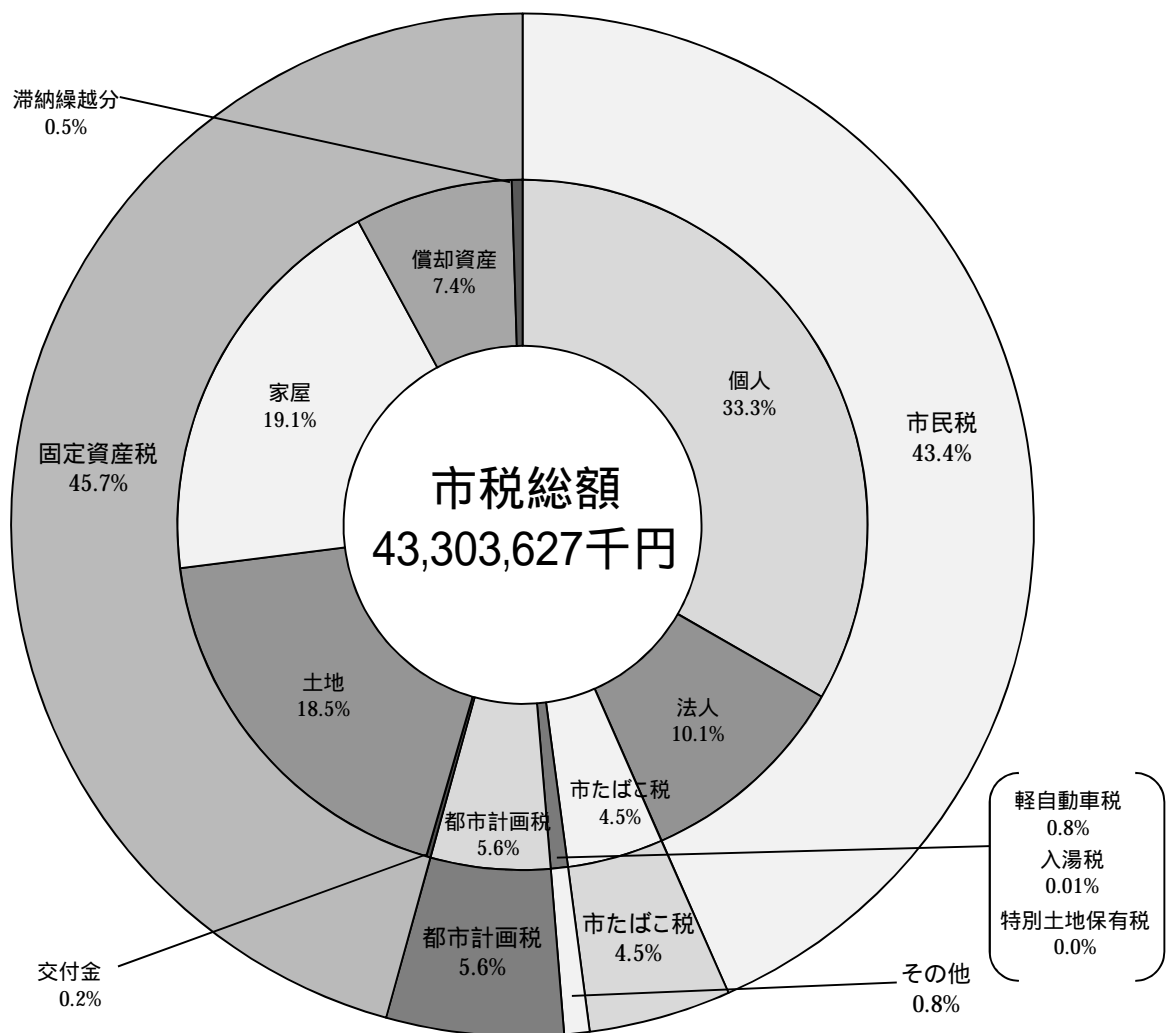
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	28	27	対前年度比
市 民 税			18,811,739	18,759,927	100.3
個 人	現年課税分		14,100,000	14,090,000	100.1
	滞納繰越分		331,064	371,000	89.2
法 人	現年課税分		4,370,000	4,289,100	101.9
	滞納繰越分		10,675	9,827	108.6
固 定 資 産 税			19,778,783	19,544,993	101.2
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,457,000	19,172,000	101.5
	滞納繰越分		229,783	280,993	81.8
国有資産等所在市町村交付金			92,000	92,000	100.0
軽 自 動 車 税			330,424	298,852	110.6
	現年課税分		325,408	293,900	110.7
	滞納繰越分		5,016	4,952	101.3
市 た ば こ 税			1,952,892	1,947,417	100.3
	現年課税分		1,952,891	1,947,416	100.3
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	1	100.0
	現年課税分		0	0	-
	滞納繰越分		1	1	100.0
入 湯 税			4,201	4,801	87.5
	現年課税分		4,200	4,800	87.5
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,425,587	2,396,191	101.2
土地家屋	現年課税分		2,393,000	2,356,000	101.6
	滞納繰越分		32,587	40,191	81.1
現 年 課 税 分 計			42,694,499	42,245,216	101.1
滞 納 繰 越 分 計			609,128	706,966	86.2
市 税 総 計			43,303,627	42,952,182	100.8

9 平成28年度市税歳入予算額の構成（当初）

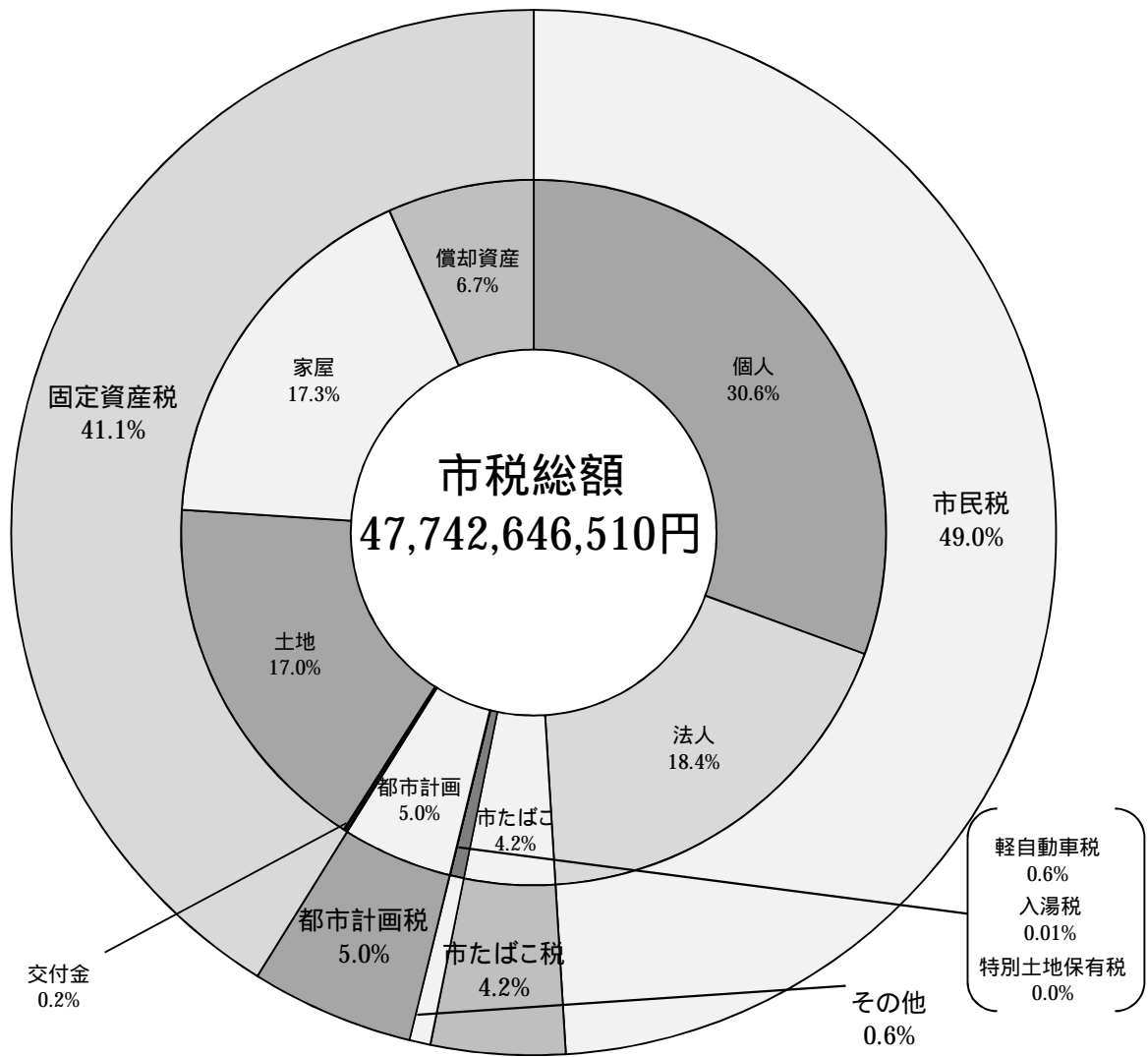


（単位：千円・％）

税目	区分	予 算 額			
		平成28年度	平成27年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,873,839	40,551,190	322,649	100.8
	市民税	18,811,739	18,759,927	51,812	100.3
	個人	14,431,064	14,461,000	29,936	99.8
	法人	4,380,675	4,298,927	81,748	101.9
	固定資産税	19,778,783	19,544,993	233,790	101.2
	固定資産税	19,686,783	19,452,993	233,790	101.2
	交付金	92,000	92,000	0	100.0
	軽自動車税	330,424	298,852	31,572	110.6
	市たばこ税	1,952,892	1,947,417	5,475	100.3
	特別土地保有税	1	1	0	100.0
2	目的税	2,429,788	2,400,992	28,796	101.2
	入湯税	4,201	4,801	600	87.5
	都市計画税	2,425,587	2,396,191	29,396	101.2
	合計	43,303,627	42,952,182	351,445	100.8

国有資産等所在市町村交付金

10 平成27年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		平成27年度	平成26年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	45,327,220,015	40,255,961,044	5,071,258,971	112.6
	市民税	23,399,392,066	18,487,789,221	4,911,602,845	126.6
	個人	14,607,277,800	14,370,118,721	237,159,079	101.7
	法人	8,792,114,266	4,117,670,500	4,674,443,766	213.5
	固定資産税	19,637,510,944	19,451,665,334	185,845,610	101.0
	固定資産税	19,544,543,244	19,348,605,334	195,937,910	101.0
	交付金	92,967,700	103,060,000	10,092,300	90.2
	軽自動車税	303,247,865	283,471,887	19,775,978	107.0
	市たばこ税	1,987,069,140	2,033,034,602	45,965,462	97.7
	特別土地保有税	0	0	0	-
2	目的税	2,415,426,495	2,391,250,154	24,176,341	101.0
	入湯税	4,722,300	4,344,000	378,300	108.7
	都市計画税	2,410,704,195	2,386,906,154	23,798,041	101.0
	合計	47,742,646,510	42,647,211,198	5,095,435,312	111.9

国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

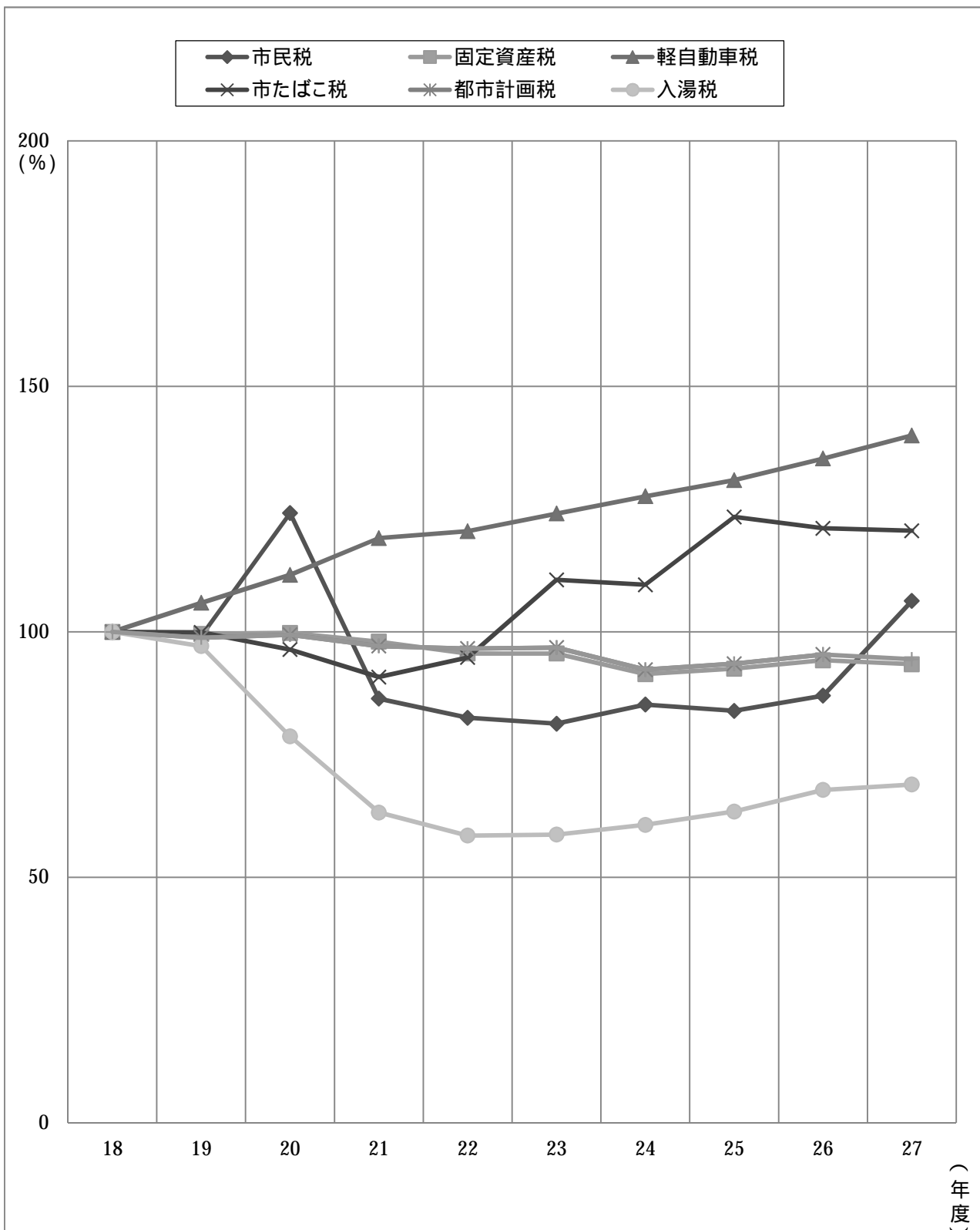
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
23	42,957,128	46,714,002	42,568,239	254,772	4,068,160
24	42,685,070	46,149,619	42,418,979	382,121	3,348,518
25	42,531,633	45,881,081	42,647,211	500,288	2,733,581
26	42,947,473	45,847,226	43,688,963	224,125	1,934,137
27	47,352,182	49,233,833	47,742,646	216,849	1,274,337

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
23	100.5	100.0	91.1	100.0
24	99.4	99.6	91.9	100.3
25	99.6	100.5	93.0	100.0
26	101.0	102.4	95.3	100.1
27	110.3	109.3	97.0	100.2

1.3 市税の伸長率



平成18年度の決算額を100としたときの平成27年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	都市計画税
106.3	93.4	140	120.6	0.0	68.9	94.4

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	27	区 分	年 度	26
税収入額	(1) 市 税		47,742,647	税収入額	(1) 市 税	43,688,963
	(2) 個人 の 県 民 税		9,734,128		(2) 個人 の 県 民 税	9,624,430
	(3) 合 計		57,476,775		(3) 合 計	53,313,393
徴 人件費	(4) 基 本 給		265,594	徴 人件費	(4) 基 本 給	265,104
	(5) 諸 手 当		228,021		(5) 諸 手 当	216,507
	ア 超 過 勤 務 手 当		41,405		ア 超 過 勤 務 手 当	41,119
	イ 税 務 特 別 手 当				イ 税 務 特 別 手 当	
	ウ そ の 他 の 手 当		186,616		ウ そ の 他 の 手 当	175,388
	(6) そ の 他		82,635		(6) そ の 他	77,202
	(7) 小 計		576,250		(7) 小 計	558,813
税 需用費	(8) 旅 費		511	税 需用費	(8) 旅 費	725
	(9) 賃 金				(9) 賃 金	
	(10) そ の 他		10,600		(10) そ の 他	11,197
	(11) 小 計		11,111		(11) 小 計	11,922
徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金			徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金	
	(13) 納税貯蓄組合補助金		200		(13) 納税貯蓄組合補助金	200
	(14) 納 税 奨 励 金				(14) 納 税 奨 励 金	
	(15) そ の 他				(15) そ の 他	
	(16) 小 計		200		(16) 小 計	200
	(17) そ の 他				(17) そ の 他	122,282
(18) 合 計		587,561	(18) 合 計	693,217		
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額		340,813	県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額	347,885
	(20) 報奨金の額に相当する金額		0		(20) 報奨金の額に相当する金額	0
	(21) 合 計		340,813		(21) 合 計	347,885
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			246,748	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		345,332
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.0%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.3%
	(24) (22) / (1)		0.5%		(24) (22) / (1)	0.8%
徴税職員数4月1日現在			72人	徴税職員数4月1日現在		73人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位：人・千円・%)

区 分		24	25	26	27	28	
納税義務者数	普通徴収	34,874	34,664	32,772	31,347	24,254	
	給与特別徴収	60,406	60,816	61,604	65,306	73,801	
	年金特別徴収	13,289	14,042	15,795	14,670	14,975	
	計	108,569	109,522	110,171	111,323	113,030	
税 額	市 民 税	普通徴収均等割	107,186	107,338	122,604	112,698	88,679
		普通徴収所得割	3,906,351	3,883,432	3,890,558	3,619,669	2,868,677
		給与特別徴収均等割	177,887	179,094	207,159	223,059	249,682
		給与特別徴収所得割	9,144,311	9,199,250	9,154,584	9,505,025	10,216,469
		年金特別徴収均等割	36,407	37,923	45,711	46,365	46,814
		年金特別徴収所得割	628,903	642,802	656,845	651,658	664,838
		小 計	14,001,045	14,049,839	14,077,461	14,158,474	14,135,159
	県 民 税	普通徴収均等割	46,562	46,652	63,024	57,951	45,605
		普通徴収所得割	2,619,342	2,603,793	2,608,264	2,426,717	1,923,132
		給与特別徴収均等割	77,087	77,611	104,318	114,721	128,415
		給与特別徴収所得割	6,133,788	6,170,682	6,140,447	6,375,703	6,852,075
		年金特別徴収均等割	15,660	16,292	23,507	23,844	24,075
		年金特別徴収所得割	421,818	431,261	440,530	436,978	445,801
小 計		9,314,257	9,346,291	9,380,090	9,435,914	9,419,103	
市・県民税	普通徴収均等割	153,748	153,990	185,628	170,649	134,284	
	普通徴収所得割	6,525,693	6,487,225	6,498,822	6,046,386	4,791,809	
	給与特別徴収均等割	254,974	256,705	311,477	337,780	378,097	
	給与特別徴収所得割	15,278,099	15,369,932	15,295,031	15,880,728	17,068,544	
	年金特別徴収均等割	52,067	54,215	69,218	70,209	70,889	
	年金特別徴収所得割	1,050,721	1,074,063	1,097,375	1,088,636	1,110,639	
	合 計	23,315,302	23,396,130	23,457,551	23,594,388	23,554,262	
伸 び 率	103.9	100.3	100.2	100.6	99.8		
特定あん分率(県)	39.94	39.94	39.98	39.99	39.98		

平成26年度の納税義務者数については、記載に誤りがあり、正しい数値に訂正しております。
(平成27年11月5日訂正)

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位 : 人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 } の者	合 計
24	3,661	0	103,930	107,591
25	3,725	0	104,869	108,594
26	4,084	0	105,146	109,230
27	4,225	0	105,972	110,197
28	4,523	0	107,371	111,894

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
24	83,427	3,451	31	17,021	103,930
25	83,849	3,447	24	17,549	104,869
26	83,920	3,446	22	17,758	105,146
27	84,992	3,560	26	17,394	105,972
28	86,055	3,645	38	17,633	107,371

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		24	25	26	27	28
区 分						
納税義務者数		103,930	104,869	105,146	105,972	107,371
総所得金額	総所得金額	344,283,424	345,708,555	345,505,427	350,436,164	356,840,704
	山林所得金額	1,271	0	0	0	0
	退職所得					
	分離譲渡金額等	7,970,249	6,775,272	11,846,915	9,417,943	8,509,348
計		352,254,944	352,483,827	357,352,342	359,854,107	365,350,052
所得控除額	雑損	25,403	5,676	6,943	6,843	2,070
	医療費	2,521,974	2,515,138	2,466,982	2,480,169	2,559,957
	社会保険料	52,230,071	53,426,307	54,986,739	56,884,063	59,587,699
	小規模共済	651,046	666,981	673,584	743,245	796,527
	生命保険料	2,879,573	3,057,493	3,168,469	3,292,509	3,384,058
	損害保険料	-	-	-	-	-
	地震保険料	233,558	238,363	242,176	243,368	252,208
	寄附金	-	-	-	-	-
	障害者	970,760	983,300	983,680	974,500	993,320
	老年者	-	-	-	-	-
	寡婦	432,080	437,700	456,940	469,360	492,620
	寡夫	65,520	62,920	59,540	58,240	59,540
	勤労学生	780	1,560	2,600	2,340	1,300
	配偶者	10,355,990	10,302,580	10,179,160	9,977,090	9,751,960
	配偶者特別	526,390	556,280	559,150	571,380	622,350
	扶養	6,816,700	6,848,500	7,027,820	6,973,840	6,943,150
同居特障加算分	216,890	219,190	207,690	205,390	201,940	
基礎	34,296,900	34,606,770	34,698,180	34,970,760	35,432,430	
計	112,223,635	113,928,758	115,719,653	117,853,097	121,081,129	
課税標準額	総所得金額	232,281,200	232,037,960	229,918,047	232,680,855	235,884,674
	山林所得金額	1,270	0	0	0	0
	退職所得					
	分離譲渡金額等	7,748,839	6,517,109	11,714,642	9,320,155	8,384,249
計	240,031,309	238,555,069	241,632,689	242,001,010	244,268,923	
算出税額		14,161,172	14,108,417	14,100,653	14,235,806	14,399,741
税額控除額等		216,880	199,458	165,052	168,423	261,089
調整控除		207,746	210,674	212,149	212,955	214,804
定率控除額		-	-	-	-	-
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		9,626	12,278	39,851	32,034	34,360
所得割額		13,726,920	13,686,007	13,683,601	13,822,394	13,889,488

(5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	24		25		26		27		28	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4	40	7,611	50	6,145	75	13,373	78	11,115	46	8,599
5	331	55,454	214	50,842	277	42,296	208	31,609	209	25,640
6	58	9,056	75	16,675	29	3,245	37	16,251	73	4,222
7	55	10,182	43	9,825	46	12,198	42	13,224	-	-
8	52	6,192	45	7,468	40	4,885	40	5,766	-	-
9	31	3,586	27	3,655	19	2,222	37	3,402	-	-
10	37	3,958	32	3,446	29	3,151	22	3,486	-	-
11	64	9,666	48	7,100	34	4,654	36	5,293	-	-
12	50	6,213	48	6,787	21	2,750	31	3,849	-	-
1	54	11,396	25	4,704	26	2,725	18	1,881	-	-
2	43	5,780	23	3,626	38	3,779	26	4,280	-	-
3	38	4,700	37	5,659	60	13,704	28	3,086	-	-
合 計	853	133,794	667	125,932	694	108,982	603	103,242	-	-

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,688	152	1	847	246	3,934
10万円超え 100万円以下	20,926	1,210	15	9,208	189	31,548
100万円超え 200万円以下	25,358	963	8	3,815	203	30,347
200万円超え 300万円以下	15,999	584	7	1,288	145	18,023
300万円超え 400万円以下	8,782	296	3	506	91	9,678
400万円超え 550万円以下	7,021	174	1	398	125	7,719
550万円超え 700万円以下	2,378	76	2	200	75	2,731
700万円超え 1,000万円以下	1,472	64	1	237	68	1,842
1,000万円超え	1,016	98	0	341	94	1,549
合 計	85,640	3,617	38	16,840	1,236	107,371
200万円以下	48,972	2,325	24	13,870	638	65,829
200万円超え 700万円以下	34,180	1,130	13	2,392	436	38,151
700万円超え	2,488	162	1	578	162	3,391

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位 : 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,403,376	113,686	557	716,475	3,357,207	5,591,301
10万円超え 100万円以下	27,565,713	1,791,653	21,411	12,758,990	1,141,121	43,278,888
100万円超え 200万円以下	62,299,795	2,453,428	20,814	9,080,513	1,381,863	75,236,413
200万円超え 300万円以下	59,584,879	2,093,474	26,675	4,583,213	1,330,553	67,618,794
300万円超え 400万円以下	44,104,533	1,408,420	12,350	2,351,116	829,573	48,705,992
400万円超え 550万円以下	45,491,128	1,048,102	5,611	2,412,569	1,811,449	50,768,859
550万円超え 700万円以下	19,421,643	599,237	15,661	1,532,864	923,713	22,493,118
700万円超え 1,000万円以下	15,138,234	651,577	9,697	2,319,619	982,223	19,101,350
1,000万円超え	20,083,522	2,538,829	0	6,712,846	3,220,140	32,555,337
合計	295,092,823	12,698,406	112,776	42,468,205	14,977,842	365,350,052
200万円以下	91,268,884	4,358,767	42,782	22,555,978	5,880,191	124,106,602
200万円超え 700万円以下	168,602,183	5,149,233	60,297	10,879,762	4,895,288	189,586,763
700万円超え	35,221,756	3,190,406	9,697	9,032,465	4,202,363	51,656,687

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者						
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業		専 従 者 給 与 額		
		専 従 者 数	専 従 者 給 与 額					専 従 者 数	専 従 者 数		専 従 者 給 与 額	
			配 偶 者	配 偶 者 以 外							配 偶 者	配 偶 者 以 外
1 9	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	85,490			
2 0	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	78,583			
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815			
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328			
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873			
2 4	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412			
2 5	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877			
2 6	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660			
2 7	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800			
2 8	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940			

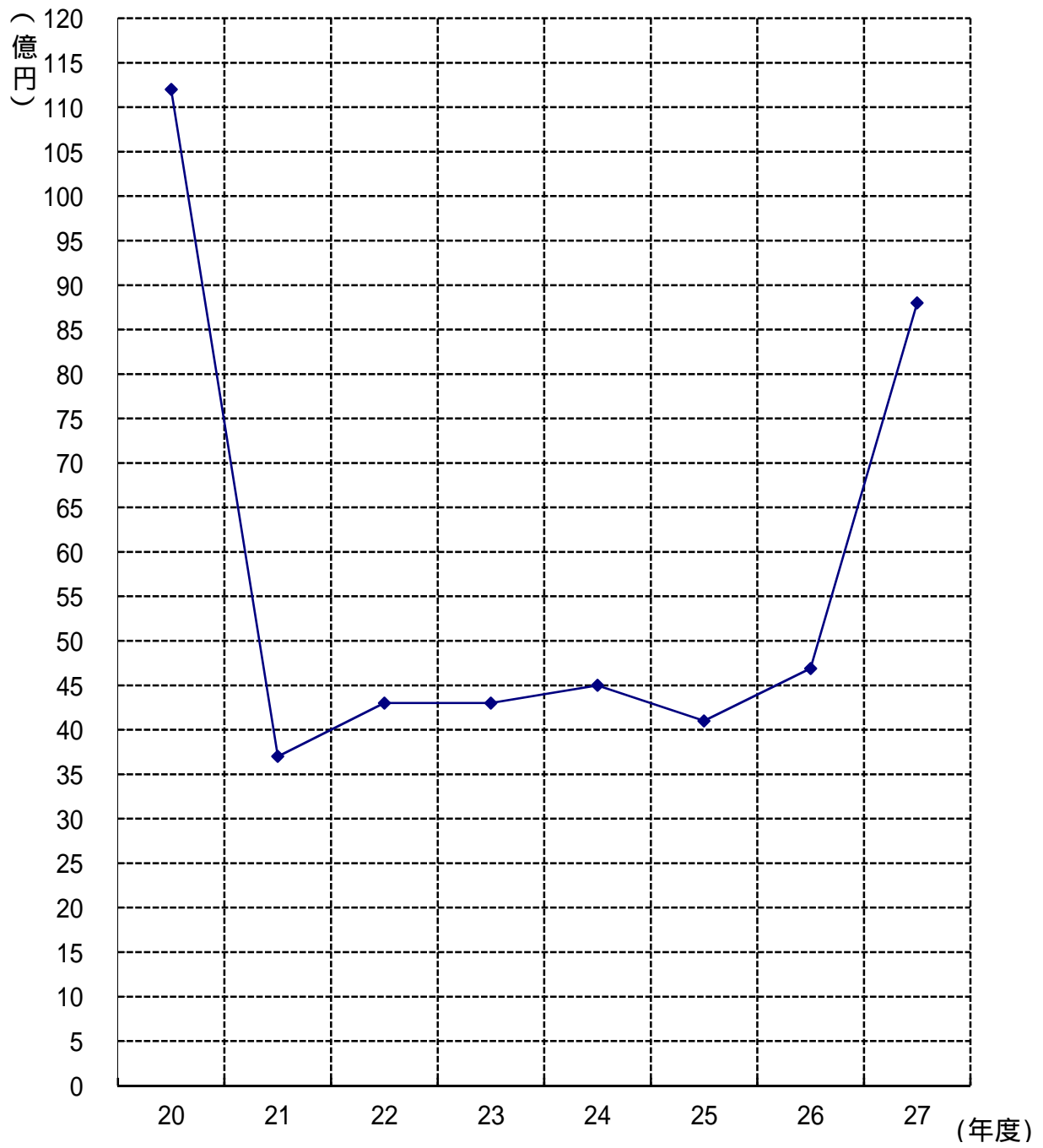
16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区分		年度	27	26	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
法人 税割	確定 ・ 予定	14.7	4,441,068	2,280,060	194.8	74.1
		12.1	2,081,286			
		13.5	275,838	593,691	89.3	6.0
		10.9	254,258			
		12.3	387,928	836,568	90.2	8.6
		9.7	366,385			
	修正 ・ 更正	14.7	12,151	21,814	55.7	0.1
		12.1	0			
		13.5	4,818	2,525	190.8	0.1
		10.9	0			
		12.3	23,465	9,974	235.3	0.3
		9.7	141			
小計			7,847,338	3,744,632	209.6	89.2
均等割			950,465	950,178	100.0	10.8
合計			8,797,803	4,694,810	187.4	100.0
納 税 義 務 者 数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	4,837	5,105	94.8	67.1
		第2号法人	78	88	88.6	1.1
		第3号法人	1,044	1,055	99.0	14.5
		第4号法人	113	109	103.7	1.6
		第5号法人	440	425	103.5	6.1
		第6号法人	71	62	114.5	1.0
		第7号法人	515	506	101.8	7.1
		第8号法人	45	45	100.0	0.6
		第9号法人	67	58	115.5	0.9
		法人でない社団等	-	-	-	-
計			7,210	7,453	96.7	100.0

平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位 : 円・件・%)

年度 月	27		26		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	111,516,800	736	108,294,200	583	103
5	264,447,000	1,332	285,935,000	1,351	93
6	1,186,572,000	1,583	1,249,219,700	1,498	95
7	3,887,466,300	955	666,986,800	843	583
8	209,598,600	870	230,553,000	865	91
9	209,141,200	857	145,992,500	749	143
10	108,551,500	825	150,340,900	815	72
11	2,100,393,800	1,603	1,025,415,900	1,593	205
12	80,401,600	692	97,103,700	569	83
1	57,736,000	420	63,599,200	576	91
2	101,194,100	940	450,308,900	1,085	23
3	480,784,700	971	221,060,000	846	218
計	8,797,803,600	11,784	4,694,809,800	11,373	187

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位:千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地 ・ 家 屋	24	1,164,689,920	1,193,024,753
	25	1,174,211,709	1,196,056,794
	26	1,196,856,524	1,216,344,470
	27	1,183,320,149	1,204,721,209
	28	1,197,675,361	1,216,269,061
償 却 資 産	24	239,646,246	-
	25	231,897,546	-
	26	227,590,916	-
	27	224,926,016	-
	28	228,439,835	-
計	24	1,404,336,166	1,193,024,753
	25	1,406,109,255	1,196,056,794
	26	1,424,447,440	1,216,344,470
	27	1,408,246,165	1,204,721,209
	28	1,426,115,196	1,216,269,061

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積 (㎡)				決 定 価 格 (千円)				筆 数 (筆)		単位当たり価格 (円/㎡)			
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ニ) - (ハ)	総 額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)	非課税 地筆数 (リ)	評価総筆数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル)	平均価格 (ホ)/(ロ)	最高価格 (カ)
田	一般田	38,665	4,993,055	314,201	4,678,854	500,681	31,412	469,269	469,269	92	7,924	542	7,382	100	113
	介在田等	460	35,523		35,523	2,020,750		2,020,750	673,583	1	75		75	56,886	79,200
畑	一般畑	60,467	7,387,465	763,788	6,623,677	466,899	47,673	419,226	419,226	150	14,099	1,711	12,388	63	81
	介在畑等	119,074	784,645	35	784,610	40,067,902	1,064	40,066,838	13,354,539	198	2,412	3	2,409	51,065	144,400
宅 地	小規模住宅用地		10,601,333	3,297	10,598,036	689,634,357	161,437	689,472,920	114,901,568		67,877	318	67,559	65,052	479,598
	一般住宅用地		3,387,737	1,040	3,386,697	162,215,605	30,941	162,184,664	54,055,246		25,685	138	25,547	47,883	326,723
	商業地等 (非住宅用地)		7,497,652	22	7,497,630	398,272,426	1,352	398,271,074	271,812,627		10,349	10	10,339	53,120	695,251
	計	2,527,990	21,486,722	4,359	21,482,363	1,250,122,388	193,730	1,249,928,658	440,769,441	2,682	103,911	466	103,445	58,181	695,251
塩 田															
鉱 泉 地			20		20	496		496	496		6		6	24,800	35,983
池 沼															
山 林	一般山林	2,434,521	14,262,030	1,369,885	12,892,145	416,673	44,085	372,588	372,588	1,198	9,706	1,740	7,966	29	44
	介在山林	457	17,280	23	17,257	194,879	181	194,698	135,295	2	70	2	68	11,278	26,696
牧 場			25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465
原 野		740	319,927	10,385	309,542	5,222	237	4,985	4,985	8	136	15	121	16	25
雑 種 地	ゴルフ場の用地	29,170	3,673,405		3,673,405	11,721,476		11,721,476	8,205,033	145	2,621		2,621	3,191	16,100
	遊園地等の用地	683,613								617					
	鉄 軌 道 用 地	106	59,200		59,200	4,790,055		4,790,055	3,300,379	1	94		94	80,913	326,293
	その他の雑種地	1,188,430	4,698,485	109,948	4,588,537	154,576,117	98,171	154,477,946	105,621,270	2,851	14,690	1,254	13,436	32,899	386,264
	計	1,901,319	8,431,090	109,948	8,321,142	171,087,648	98,171	170,989,477	117,126,682	3,614	17,405	1,254	16,151	20,292	386,264
そ の 他		28,482,551								77,557					
合 計		35,556,244	57,743,415	2,572,624	55,170,791	1,464,895,469	416,553	1,464,478,916	573,338,035	85,502	155,776	5,733	150,043	25,369	

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 (ロ) (イ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0		
	高度商業地区	0	0	0	0		
	高度商業地区	89,138	30,769,420	20,063,110	341	345,189	695,251
	普通商業地区	608,200	66,496,116	35,796,642	1561	109,333	332,080
	計	697,338	97,265,536	55,859,752	1,902	139,481	695,251
住宅地区	併用住宅地区	1,632,358	126,383,660	54,170,923	6705	77,424	181,142
	高級住宅地区	0	0	0	0		
	普通住宅地区	11,354,326	752,122,376	174,692,745	74355	66,241	163,710
	計	12,986,684	878,506,036	228,863,668	81,060	67,647	181,142
工業地区	大工場地区	2,694,060	102,060,764	69,137,398	571	37,884	72,140
	中小工場地区	1,864,884	93,469,788	60,975,398	2905	50,121	101,312
	家内工業地区	0	0	0	0		
	計	4,558,944	195,530,552	130,112,796	3,476	42,889	101,312
村落地区	集団地区	1,791,598	47,204,390	14,143,292	10102	26,348	38,000
	村落地区	1,398,934	31,195,713	11,631,432	6747	22,300	37,440
	計	3,190,532	78,400,103	25,774,724	16,849	24,573	38,000
観光地区		0	0	0	0		
農業用施設の用に供する宅地		48,865	226,431	158,501	156	4,634	4,712
生産緑地地区内の宅地		0	0	0	0		
合計		21,482,363	1,249,928,658	440,769,441	103,443	58,184	695,251

(4)家屋に関する概要調書

区 分		所有者数 (人)	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数		52,210	5,459,993	153,243,302	28,067
	法定免税点 未満のもの		1,552	48,083	83,251	1,731
	法定免税点 以上のもの		50,658	5,411,910	153,160,051	28,301
木 造 以 外	総 数		17,317	9,313,970	473,934,509	50,884
	法定免税点 未満のもの		198	3,726	18,612	4,995
	法定免税点 以上のもの		17,119	9,310,244	473,915,897	50,903
合 計	総 数	65,201	69,527	14,773,963	627,177,811	42,452
	法定免税点 未満のもの	1,412	1,750	51,809	101,863	1,966
	法定免税点 以上のもの	63,789	67,777	14,722,154	627,075,948	42,594

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,433 人
	法人	5,339 人
	計	6,772 人

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町村長が価格等を決定したものの	構築物	59,948,502	59,667,006	462,866	59,204,140
	機械及び装置	88,067,527	85,247,487	3,151,869	82,095,618
	船舶	1,351	1,351		1,351
	航空機				
	車輛及び運搬具	991,783	991,783		991,783
	工具、器具及び備品	54,492,364	54,465,487	28,764	54,436,723
	調整額				
	小計(ロ)	203,501,527	200,373,114	3,643,499	196,729,615
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	28,541,271	28,066,721		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの				
	小計(ハ)	28,541,271	28,066,721		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ニ)					
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		232,042,798	228,439,835		
同上内訳	市町村分の額		228,439,835		
	道府県分の額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	
法第349条の3	第3項	3,058,465	1,286,977
	第10項	12,295	6,148
	第20項	139,961	46,654
	第21項	21,989	10,994
	旧第18項	1,334	445
法附則第15条	第1項	119,526	89,644
	第2項	182,425	50,166
	第23項	57,730	46,184
	第33項	2,981,635	1,987,755
	第40項	3,179	2,385
	旧第3項	38,302	12,767
	旧第7項	804	536
旧第7項	154,267	102,844	
合計	6,771,912	3,643,499	

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅 地	山 林	その他	評価総地積 (千㎡)
19	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
25	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
26	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
27	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
28	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総 棟 数 (棟)			総 床 面 積 (㎡)		
	計	木 造	木造以外	計	木 造	木造以外
19	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
25	68,314	51,429	16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
26	68,917	51,749	17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
27	69,349	52,078	17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
28						

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成28年4月1日現在(単位:台・円)

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額
			一般	官公署	計					
原動機付自転車	50cc以下		13,135	15	13,150	15	1	13,134	2,000	26,268,000
	50cc超 90cc以下		936	10	946	10	0	936	2,000	1,872,000
	90cc超 125cc以下		3,892	33	3,925	33	0	3,892	2,400	9,340,800
	ミニカー		236	0	236	0	0	236	3,700	873,200
	小計		18,199	58	18,257	58	1	18,198		38,354,000
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)		3,865	24	3,889	24	2	3,863	3,600	13,906,800
	三輪車		9	0	9	0	0	9		38,400
	四輪車	乗用	1	0	1	0	0	1		5,500
		乗用 自家用	30,820	10	30,830	10	336	30,484		243,950,400
		貨物	583	0	583	0	5	578		1,874,500
		貨物 自家用	9,831	38	9,869	38	59	9,772		44,686,600
	農耕用		1,399	3	1,402	3	0	1,399	2,400	3,357,600
	特殊作業用		301	0	301	0	0	301	5,900	1,775,900
	小計		46,809	75	46,884	75	402	46,407		309,595,700
	二輪の小型自動車		3,714	40	3,754	40	0	3,714	6,000	22,284,000
合計		68,722	173	68,895	173	403	68,319		370,233,700	

(2) 軽自動車税に関する調べ(当初・四輪内訳)参照

(2) 軽自動車税に関する調べ(当初・四輪内訳)

平成28年4月1日現在(単位:台・円)

車種		区分	賦課期日現在台数			非課税	減免	差引課税	税率	調定額	
			一般	官公署	計						
三輪	輪	通常(新税率)	0	0	0	0	0	0	3,900	0	
		経過措置	2	0	2	0	0	2	3,100	6,200	
		重課	7	0	7	0	0	7	4,600	32,200	
		軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
		軽課50%	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
		軽課25%	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
		小計	9	0	9	0	0	9		38,400	
四輪	乗用	営業用	通常(新税率)	0	0	0	0	0	0	6,900	0
			経過措置	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
			重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,800	0
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	3,500	0
			軽課25%	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		自家用	通常(新税率)	286	0	286	0	0	286	10,800	3,088,800
			経過措置	24,369	8	24,377	8	294	24,075	7,200	173,340,000
			重課	4,245	2	4,247	2	42	4,203	12,900	54,218,700
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	2,700	0
			軽課50%	833	0	833	0	0	833	5,400	4,498,200
			軽課25%	1,087	0	1,087	0	0	1,087	8,100	8,804,700
	貨物	営業用	通常(新税率)	34	0	34	0	0	34	3,800	129,200
			経過措置	465	0	465	0	4	461	3,000	1,383,000
			重課	77	0	77	0	1	76	4,500	342,000
			軽課75%	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			軽課25%	7	0	7	0	0	7	2,900	20,300
		自家用	通常(新税率)	374	0	374	0	0	374	5,000	1,870,000
			経過措置	6,633	18	6,651	18	50	6,583	4,000	26,332,000
			重課	2,642	16	2,658	16	9	2,633	6,000	15,798,000
			軽課75%	2	0	2	0	0	2	1,300	2,600
			軽課50%	0	0	0	0	0	0	2,500	0
			軽課25%	180	0	180	0	0	180	3,800	684,000
小計		41,235	44	41,279	44	400	40,835		290,517,000		
合計		41,244	44	41,288	44	400	40,844		290,555,400		

(3) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度	26		27		28			
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比	
		調定額		調定額		調定額			
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	13,969	98.5	13,595	97.3	13,134	96.6	19.2	
		13,969,000	98.5	13,595,000	97.3	26,268,000	193.2	7.1	
	50cc 超 90cc以下	988	98.6	947	95.9	936	98.8	1.4	
		1,185,600	98.6	1,136,400	95.9	1,872,000	164.7	0.5	
	90cc 超 125cc以下	3,469	106.9	3,718	107.2	3,892	104.7	5.7	
		5,550,400	106.9	5,948,800	107.2	9,340,800	157.0	2.5	
	ミニカー	256	106.2	237	92.6	236	99.6	0.3	
		640,000	106.2	592,500	92.6	873,200	147.4	0.2	
	小 計	18,682	100.1	18,497	99.0	18,198	98.4	26.6	
		21,345,000	100.8	21,272,700	99.7	38,354,000	180.3	10.3	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車 (側車付きの ものを含む)	3,971	100.3	3,894	98.1	3,863	99.2	5.7	
		9,530,400	100.3	9,345,600	98.1	13,906,800	148.8	3.8	
	三輪車	10	111.1	9	90.0	9	100.0	0.0	
		31,000	111.1	27,900	90.0	38,400	137.6	0.0	
	四輪 乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0.0
		5,500	100.0	5,500	100.0	5,500	100.0	0.0	
		自家用	28,432	105.0	29,605	104.1	30,484	103.0	44.6
		204,710,400	105.0	213,156,000	104.1	243,950,400	114.4	65.9	
		米軍	0		0		0		0.0
	貨物用	0		0		0		0.0	
営業用		529	99.6	535	101.1	578	108.0	0.8	
1,587,000		99.6	1,605,000	101.1	1,874,500	116.8	0.5		
自家用	9,940	100.0	9,847	99.1	9,772	99.2	14.3		
	39,760,000	100.0	39,388,000	99.1	44,686,600	113.5	12.1		
農 耕 用	1,372	100.4	1,388	101.2	1,399	100.8	2.0		
	2,195,200	100.4	2,220,800	101.2	3,357,600	151.2	0.9		
特殊作業用	283	98.6	290	102.5	301	103.8	0.4		
	1,330,100	98.6	1,363,000	102.5	1,775,900	130.3	0.5		
小 計	44,538	103.1	45,569	102.3	46,407	101.8	67.8		
	259,149,600	103.9	267,111,800	103.1	309,595,700	115.9	83.7		
二輪の 小型自動車	3,725	100.6	3,710	99.6	3,714	100.1	5.4		
	14,900,000	100.6	14,840,000	99.6	22,284,000	150.2	6.0		
合 計	66,945	102.1	67,776	101.2	68,319	100.8	99.8		
	295,394,600	103.5	303,224,500	102.7	370,233,700	122.1	100.0		

(注) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	25	対前年度比 (%)	26	対前年度比 (%)	27	対前年度比 (%)
4	151,277,364	101.5	219,650,065	145.2	163,379,664	74.4
	33,447,882	101.8	42,622,583	127.4	31,813,021	74.6
5	168,753,044	114.6	125,434,277	74.3	163,979,326	130.7
	32,728,833	100.8	24,420,804	74.6	31,929,264	130.7
6	186,851,169	121.3	161,106,316	86.2	168,635,365	104.7
	36,291,341	106.8	31,352,110	86.4	32,837,222	104.7
7	163,137,122	106.2	164,127,345	100.6	165,996,162	101.1
	31,678,754	93.4	31,943,301	100.8	32,335,800	101.2
8	188,551,432	119.7	172,923,546	91.7	183,651,398	106.2
	36,606,322	105.3	33,647,581	91.9	35,771,456	106.3
9	176,562,131	107.3	169,983,049	96.3	165,220,702	97.2
	34,289,372	94.3	33,080,308	96.5	32,199,189	97.3
10	169,529,755	117.8	166,087,247	98.0	168,286,372	101.3
	32,935,153	103.5	32,370,063	98.3	32,795,624	101.3
11	170,830,630	104.7	180,425,421	105.6	169,582,027	94.0
	33,211,579	92.2	35,123,511	105.8	33,053,926	94.1
12	169,422,881	113.5	153,652,448	90.7	160,570,518	104.5
	32,922,057	99.8	29,914,351	90.9	31,290,671	104.6
1	172,386,893	111.8	181,648,258	105.4	172,738,182	95.1
	33,490,181	98.3	35,357,279	105.6	33,653,875	95.2
2	161,552,533	120.5	150,197,791	93.0	151,060,548	100.6
	31,387,870	105.9	29,226,944	93.1	29,445,718	100.7
3	154,179,648	114.9	148,691,513	96.4	153,968,876	103.5
	29,960,095	101.1	28,951,447	96.6	30,039,785	103.8
手持品 課税						
計	2,033,034,602	112.6	1,993,927,276	98.1	1,987,069,140	99.7
	398,949,439	100.1	388,010,282	97.3	387,165,551	99.8

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
23	400,424,955	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,821,142,576
24	398,560,208		1,804,824,948
25	398,949,439	[平成25年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,495円	2,033,034,602
26	388,010,282		1,993,927,276
27	387,165,551	[平成28年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,925円	1,987,069,140

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

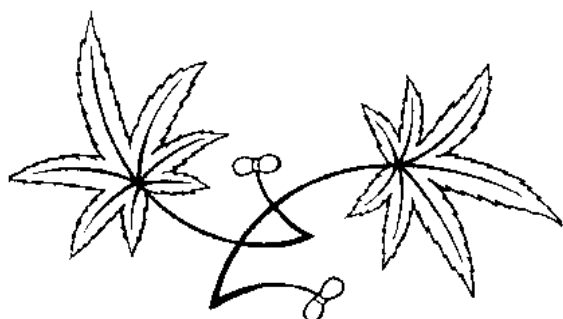
区分 \ 年度	25	26	27
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	29,812人	30,142人	31,482人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,484人	2,512人	2,624人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 11軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	25		26		27	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4	390,150	108	456,000	117	438,300	96
5	325,500	110	293,100	90	323,250	110
6	350,700	107	362,700	103	351,750	97
7	273,900	104	308,700	113	289,800	94
8	275,400	94	263,400	96	275,400	105
9	611,850	142	534,150	87	433,050	81
10	264,300	97	323,850	123	364,950	113
11	353,250	110	358,200	101	337,650	94
12	444,150	101	482,850	109	492,000	102
1	497,700	113	472,050	95	480,300	102
2	401,100	107	352,200	88	469,500	133
3	283,800	83	314,100	111	466,350	149
合計	4,471,800	107	4,521,300	101	4,722,300	104

第 3 章 納税



市の木 もみじ
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

平成26年度

(単位：円)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)
						対予算 (%)	対調定 (%)	
現 年 度								
市 民 税	18,193,000,000	18,960,250,361	18,649,396,071	260,191	310,594,099	102.51	98.36	98.14
内 個 人	13,993,000,000	14,265,440,561	13,966,198,528	210,191	299,031,842	99.81	97.90	97.73
内 法 人	4,200,000,000	4,694,809,800	4,683,197,543	50,000	11,562,257	111.50	99.75	99.54
固 定 資 産 税	19,404,000,000	19,603,487,500	19,470,511,191	83,253	132,893,056	100.34	99.32	99.02
内 土 地 ・ 家 屋	16,164,000,000	16,342,729,400	16,212,119,551	83,253	130,526,596	100.30	99.20	98.84
内 償 却 資 産	3,148,000,000	3,168,612,300	3,166,245,840	0	2,366,460	100.58	99.93	99.88
内 国 有 資 産 交 付 金	92,000,000	92,145,800	92,145,800	0	0	100.16	100.00	100.00
軽 自 動 車 税	283,000,000	293,019,400	287,804,676	7,200	5,207,524	101.70	98.22	97.87
市 た ば こ 税	2,001,000,000	1,993,927,276	1,993,927,276	0	0	99.65	100.00	100.00
都 市 計 画 税	2,373,000,000	2,404,229,100	2,385,014,683	12,247	19,202,170	100.51	99.20	98.84
入 湯 税	4,100,000	4,521,300	4,521,300	0	0	110.28	100.00	97.14
計	42,258,100,000	43,259,434,937	42,791,175,197	362,891	467,896,849	101.26	98.92	98.67
滞 納 線 越 分								
市 民 税	375,000,000	1,438,343,374	500,667,751	160,754,819	776,920,804	133.51	34.81	23.41
内 個 人	371,000,000	1,404,019,025	482,484,162	156,752,071	764,782,792	130.05	34.36	23.37
内 法 人	4,000,000	34,324,349	18,183,589	4,002,748	12,138,012	454.59	52.98	25.85
固 定 資 産 税	269,000,000	983,216,219	341,309,249	52,547,536	589,359,434	126.88	34.71	24.41
内 土 地 ・ 家 屋	264,300,000	963,304,008	335,315,415	48,904,802	579,083,791	126.87	34.81	24.50
内 償 却 資 産	4,700,000	19,912,211	5,993,834	3,642,734	10,275,643	127.53	30.10	20.13
軽 自 動 車 税	6,371,000	21,015,133	5,258,030	3,106,209	12,650,894	82.53	25.02	25.31
市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
特 別 土 地 保 有 税	0	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00
都 市 計 画 税	39,000,000	144,863,491	50,425,370	7,354,419	87,083,702	129.30	34.81	24.50
入 湯 税	1,000	127,800	127,800	0	0	12780.00	100.00	0.00
計	689,373,000	2,587,791,417	897,788,200	223,762,983	1,466,240,234	130.23	34.69	23.86
市 税 総 計	42,947,473,000	45,847,226,354	43,688,963,397	224,125,874	1,934,137,083	101.73	95.29	92.95
前 年 度 同 期	42,531,633,000	45,881,081,747	42,647,211,198	500,288,839	2,733,581,710	100.27	92.95	91.92

平成27年度

(単位：円)

税目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)		
						対予算 (%)	対調定 (%)			
現 年 度 分	市 民 税	22,779,100,000	23,135,222,454	22,909,696,915	14,223	225,511,316	100.57	99.03	98.36	
	内 訳	個 人	14,090,000,000	14,337,418,854	14,128,104,686	14,223	209,299,945	100.27	98.54	97.90
		法 人	8,689,100,000	8,797,803,600	8,781,592,229	0	16,211,371	101.06	99.82	99.75
	固 定 資 産 税	19,264,000,000	19,481,293,200	19,386,910,688	0	94,382,512	100.64	99.52	99.32	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	16,000,000,000	16,187,195,000	16,095,631,088	0	91,563,912	100.60	99.43	99.20
		償 却 資 産	3,172,000,000	3,201,130,500	3,198,311,900	0	2,818,600	100.83	99.91	99.93
	国 有 資 産 交 付 金	92,000,000	92,967,700	92,967,700	0	0	101.05	100.00	100.00	
	軽 自 動 車 税	293,900,000	302,009,700	297,686,790	0	4,322,910	101.29	98.57	98.22	
	市 た ば こ 税	1,947,416,000	1,987,069,140	1,987,069,140	0	0	102.04	100.00	100.00	
	都 市 計 画 税	2,356,000,000	2,387,476,200	2,373,971,286	0	13,504,914	100.76	99.43	99.20	
	入 湯 税	4,800,000	4,722,300	4,722,300	0	0	98.38	100.00	100.00	
	計	46,645,216,000	47,297,792,994	46,960,057,119	14,223	337,721,652	100.67	99.29	98.92	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	380,827,000	1,087,875,912	489,695,151	121,709,750	476,471,011	128.59	45.01	34.81
内 訳		個 人	371,000,000	1,064,224,743	479,173,114	120,276,951	464,774,678	129.16	45.03	34.36
		法 人	9,827,000	23,651,169	10,522,037	1,432,799	11,696,333	107.07	44.49	52.98
固 定 資 産 税		280,993,000	723,926,906	250,600,256	80,350,884	392,975,766	89.18	34.62	34.71	
内 訳		土 地 ・ 家 屋	275,560,000	711,216,703	245,798,109	79,836,911	385,581,683	89.20	34.56	34.81
		償 却 資 産	5,433,000	12,710,203	4,802,147	513,973	7,394,083	88.39	37.78	30.10
軽 自 動 車 税		4,952,000	17,725,418	5,561,075	2,843,742	9,320,601	112.30	31.37	25.02	
市 た ば こ 税		1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00	
都 市 計 画 税		40,191,000	106,286,656	36,732,909	11,931,100	57,622,647	91.40	34.56	34.81	
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	100.00		
計	706,966,000	1,936,040,292	782,589,391	216,835,476	936,615,425	110.70	40.42	34.69		
市 税 総 計	47,352,182,000	49,233,833,286	47,742,646,510	216,849,699	1,274,337,077	100.82	96.97	95.29		
前 年 度 同 期	42,947,473,000	45,847,226,354	43,688,963,397	224,125,874	1,934,137,083	101.73	95.29	92.95		

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		24		25		26		27	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	42,207	21.42	41,307	20.69	38,804	19.42	34,261	18.07
	特別徴収	3,114	2.00	3,103	1.96	3,299	2.04	3,738	2.14
法人市民税		505	5.09	465	4.84	474	4.81	500	5.08
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		37,887	10.93	36,048	9.82	35,815	9.39	33,722	8.79
固定資産税 (償却資産)		672	6.11	251	4.63				
軽自動車税		10,387	16.18	9,769	14.97	9,671	14.49	9,781	14.43
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		94,772	12.17	90,943	11.22	88,063	11.02	82,002	9.94

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、平成25年度の市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。平成26年度以降は市県民税（特別徴収）は過納付通知を含む数値、固定資産税・都市計画税と固定資産税（償却資産）は合算の数値を掲載しています。

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		24	25	26	27
区 分					
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	100	150	237	284
	税 額	182,804,783	214,532,950	266,622,075	237,392,876
動産差押	件 数	8	11	16	43
	税 額	55,190,891	22,296,101	41,947,479	51,918,950
債権差押	件 数	560	810	1,072	1,867
	税 額	319,712,013	498,064,809	673,734,881	1,004,631,073
参加差押	件 数	43	36	47	85
(電話加入権 不動産 動 産)	税 額	47,348,800	52,595,314	48,820,046	90,193,040
交付要求 〔不動産〕	件 数	80	76	72	187
	税 額	163,826,562	62,321,360	37,743,831	59,910,786
合 計	件 数	791	1,083	1,444	2,466
	税 額	768,883,049	849,810,534	1,068,868,312	1,444,046,725

第 4 章 その他の資料

2 4 市税証明等発行件数

(単位：件)

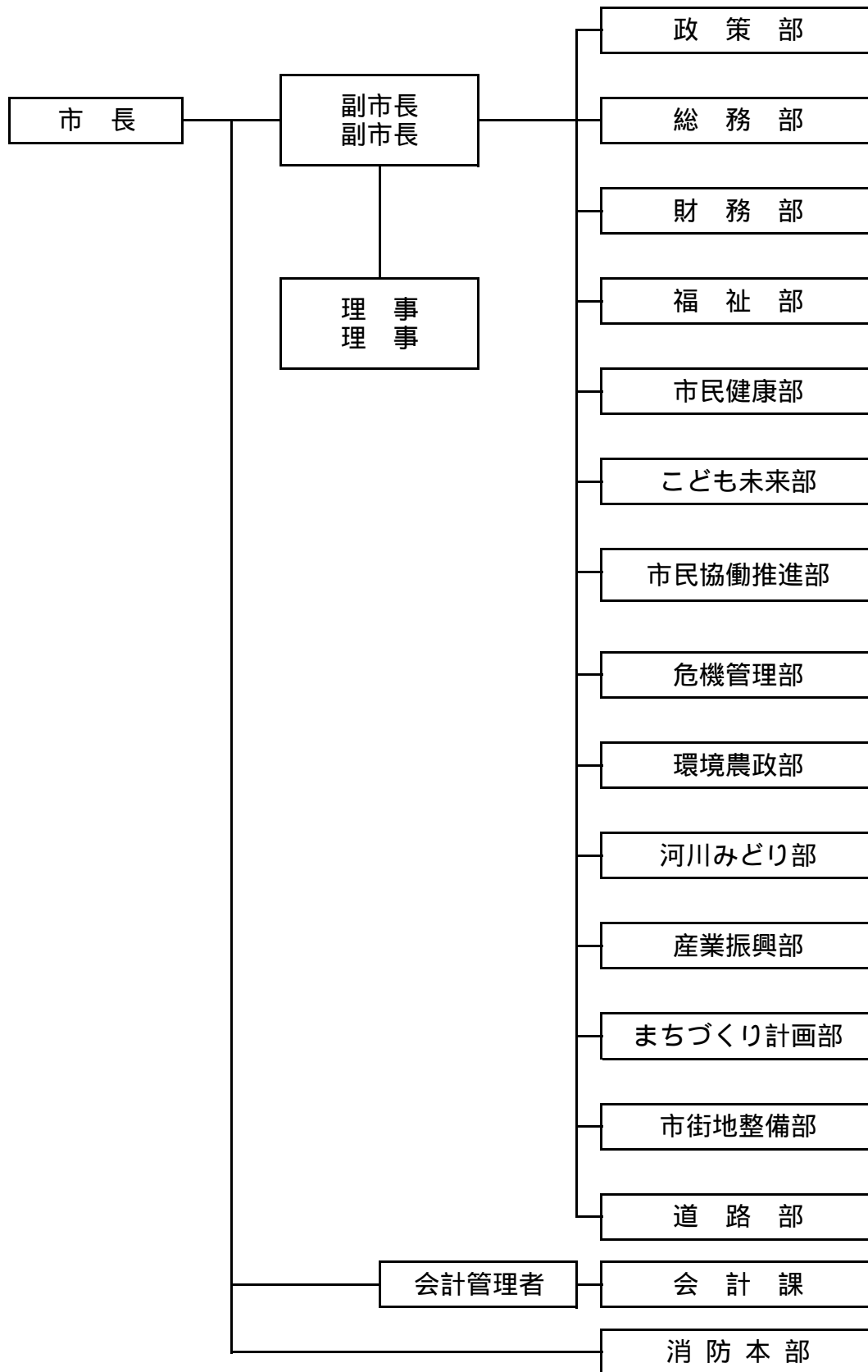
種類		年度	2 4	2 5	2 6	2 7
市県民税証明 (所得証明)	本庁		18,643	19,071	21,001	22,222
	連絡所		8,503	8,821	11,056	12,577
	合計		27,146	27,892	32,057	34,799
各種市税納税証明	本庁		3,662	3,642	3,653	3,689
	連絡所		1,014	1,016	980	1,085
	合計		4,676	4,658	4,633	4,774
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁		1,443	1,305	1,213	1,179
	連絡所		2,259	2,360	2,418	2,491
	合計		3,702	3,665	3,631	3,670
法人所在証明		本庁	244	261	259	208
固定資産	各種証明	本庁	6,508	6,484	6,144	6,486
		連絡所	1,211	1,216	1,088	1,095
		合計	7,719	7,700	7,232	7,581
	* 価格通知	本庁	2,647	2,571	2,681	1,973
	住宅用家屋証明	本庁	1,213	1,445	1,163	1,101
証明発行総合計			47,347	48,192	51,656	54,106

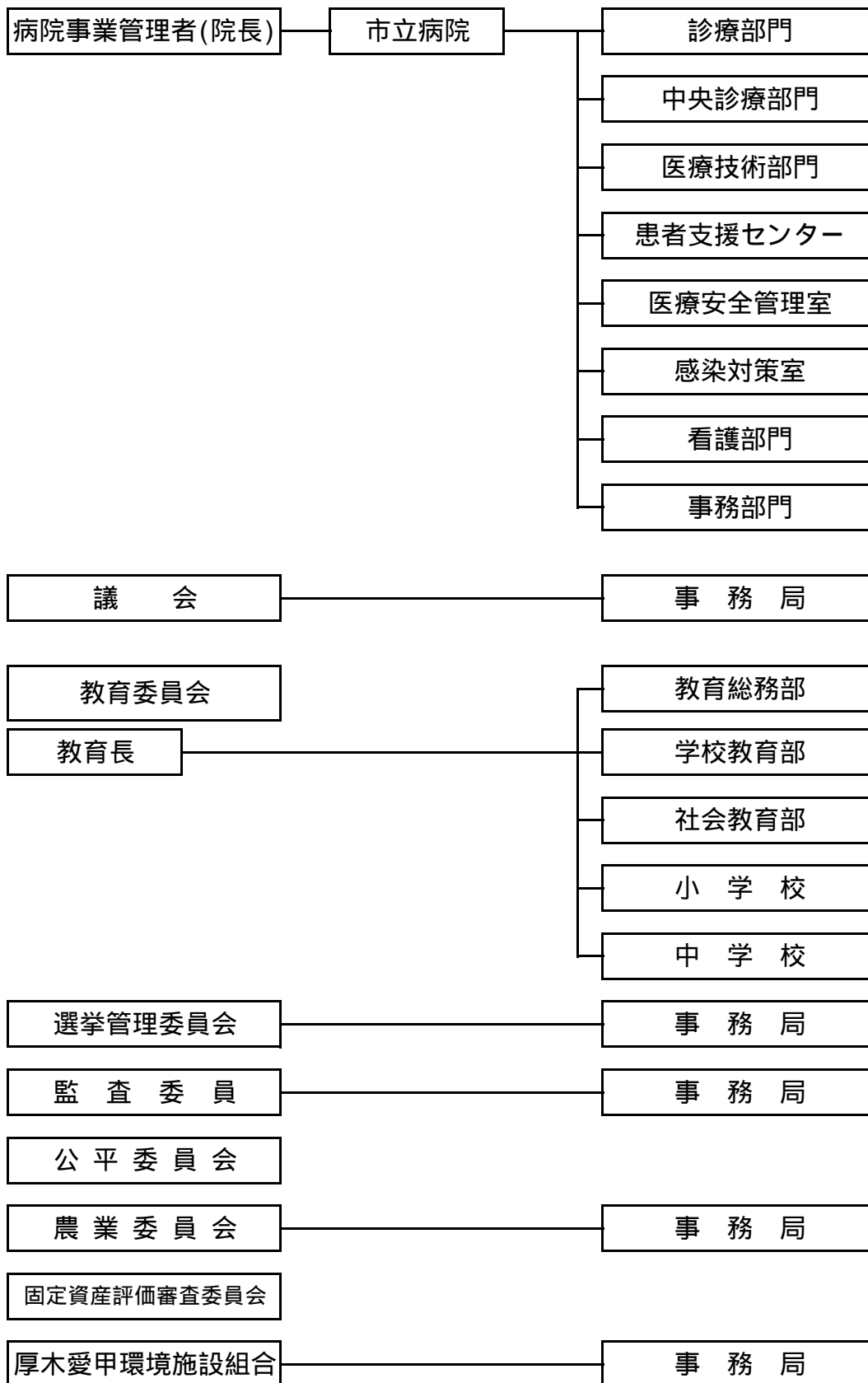
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

注 「*」は手数料免除

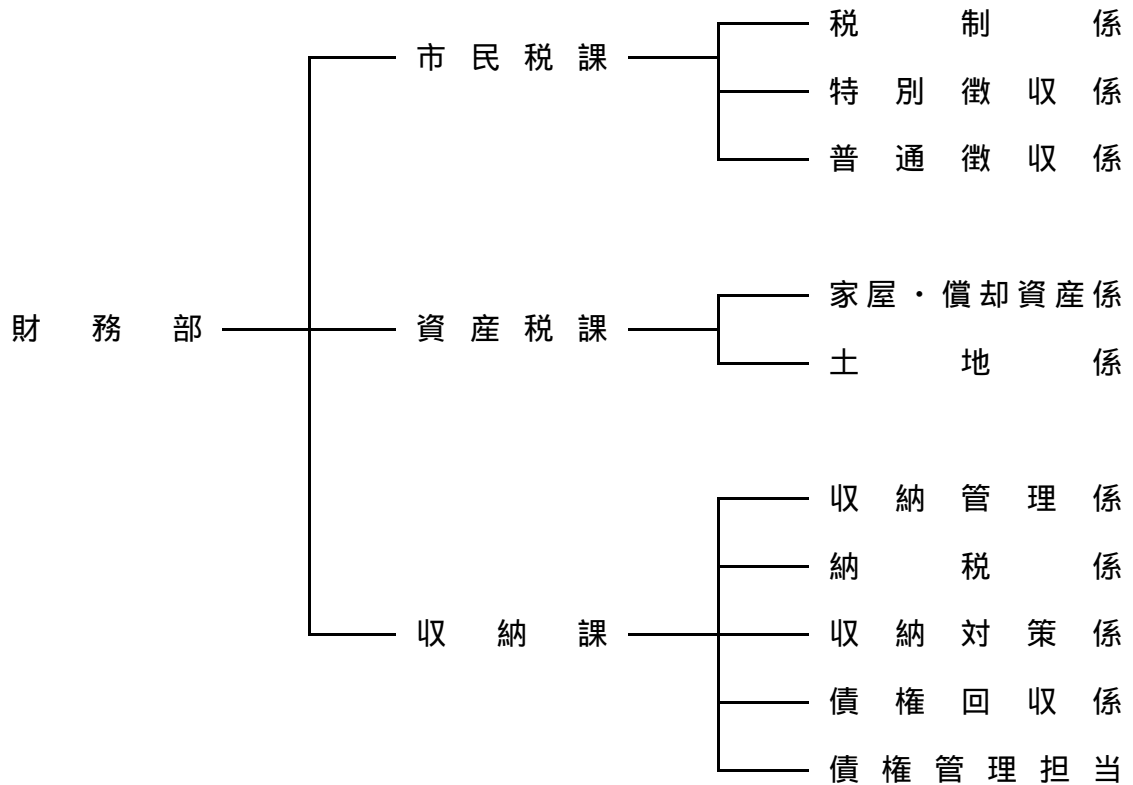
2 5 行政機構と税務事務分掌

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関すること。

【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係 債権管理担当

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の囑託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。

2 6 税務職員係別人員調べ

(平成28年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計	
財 務 部	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	-	2	3	-	7	24	
		特別徴収係	1 (兼係長)	1	-	1	2	2	7		
		普通徴収係	1 (兼係長)	1	3	1	2	1	9		
	資産税課	1	家屋・償却資産係	1 (兼係長)	2	2	2	4	1	12	22
			土地係	-	4 (兼係長1)	1	3	1	-	9	
	収納課 (参事兼課長)	1	収納管理係	1 (兼係長)	1	2	1	2	-	7	27
			納税係	1 (兼係長)	1	1	3	-	-	6	
			収納対策係	1 (兼係長)	2	-	2	-	-	5	
			債権回収係	1 (兼係長)	2	-	1	2	-	6	
			債権管理担当	-	1 (兼係長)	1	-	-	-	2	
計	3		8	16	10	16	16	4		73	

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収 普通徴収 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ベイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26.1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等	同上	同上
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ベイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
軽自動車税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動届告知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民税オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ベイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収 納消込、給与特徴データ分・年金特徴分は、 収納データにより収納消込を行う。ペイ ジー・コンビニ・クレジットカード分は、速 報データにより仮消込、確報データにより本 消込を行う。また、消込に伴い、エラーリス ト等を出力し、過誤納処理を実施。未納者につ いては、督促状、催告書等を発送し、滞納 処理を行う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ベイジー・コンビニ消込開始 H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、 H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始 H26.1 税務オンライン新システム導入
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不能通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始 H26.1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表(平成28年度)

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																																																																				
市 個 人 税	1月1日	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から平成35年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	6 %	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																																																																																														
		税率																																																																																																																						
均等割	3,500 円																																																																																																																							
所得割	6 %																																																																																																																							
民 法 人 税		・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>100分の12.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の10.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の法人</td> <td>100分の9.7</td> </tr> <tr> <th colspan="2">均等割</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">等割</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50,000 円 50人を超えるもの 120,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 130,000 円 50人を超えるもの 150,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 160,000 円 50人を超えるもの 400,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの 410,000 円 50人を超えるもの 1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの 3,000,000 円</td> </tr> </table> <p>法人税割の税率については、平成26年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	100分の12.1		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の10.9		1億円未満の法人	100分の9.7	均等割		税率		公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円	等割		税率		1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50,000 円 50人を超えるもの 120,000 円		1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 130,000 円 50人を超えるもの 150,000 円		1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 160,000 円 50人を超えるもの 400,000 円		10億円を超える法人	50人以下のもの 410,000 円 50人を超えるもの 1,750,000 円		50億円を超える法人	50人を超えるもの 3,000,000 円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内																																																																																
資本金等の額		税率																																																																																																																						
法人税割	5億円以上の法人	100分の12.1																																																																																																																						
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の10.9																																																																																																																						
	1億円未満の法人	100分の9.7																																																																																																																						
均等割		税率																																																																																																																						
	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円																																																																																																																						
等割		税率																																																																																																																						
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50,000 円 50人を超えるもの 120,000 円																																																																																																																						
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 130,000 円 50人を超えるもの 150,000 円																																																																																																																						
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 160,000 円 50人を超えるもの 400,000 円																																																																																																																						
	10億円を超える法人	50人以下のもの 410,000 円 50人を超えるもの 1,750,000 円																																																																																																																						
	50億円を超える法人	50人を超えるもの 3,000,000 円																																																																																																																						
固定資産税	1月1日	・固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 < 納期限 > 1期 6月1日 2期 7月31日 3期 1月4日 4期 2月29日																																																																																																																				
軽自動車税	4月1日	・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000 円</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000 円</td> <td>経過措置</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400 円</td> <td>重課</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> <td>軽課75%</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400 円</td> <td>軽課50%</td> <td>3,500 円</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>5,900 円</td> <td>軽課25%</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td rowspan="2">年額</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>10,800 円</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000 円</td> <td>経過措置</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">軽自動車三輪</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,900 円</td> <td rowspan="5">自家用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,800 円</td> <td rowspan="5">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>3,100 円</td> <td>経過措置</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>4,600 円</td> <td>重課</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>1,000 円</td> <td>軽課75%</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽課50%</td> <td>2,000 円</td> <td>軽課50%</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽課25%</td> <td>3,000 円</td> <td>軽課25%</td> <td>2,900 円</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>通常(新税率)</td> <td>5,000 円</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経過措置</td> <td>4,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>重課</td> <td>6,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽課75%</td> <td>1,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽課50%</td> <td>2,500 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽課25%</td> <td>3,800 円</td> <td></td> </tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	50cc超90cc以下	2,000 円	経過措置	5,500 円	90cc超125cc以下	2,400 円	重課	8,200 円	ミニカー	3,700 円	軽課75%	1,800 円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽課50%	3,500 円	軽自動車	特殊作業用	5,900 円	軽課25%	5,200 円	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	四輪乗用	通常(新税率)	10,800 円	軽自動車	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000 円	経過措置	7,200 円	軽自動車三輪	通常(新税率)	3,900 円	自家用	通常(新税率)	3,800 円	軽自動車	経過措置	3,100 円	経過措置	3,000 円	重課	4,600 円	重課	4,500 円	軽課75%	1,000 円	軽課75%	1,000 円	軽課50%	2,000 円	軽課50%	1,900 円		軽課25%	3,000 円	軽課25%	2,900 円	年額					通常(新税率)	5,000 円	年額					経過措置	4,000 円						重課	6,000 円						軽課75%	1,300 円						軽課50%	2,500 円						軽課25%	3,800 円		普通徴収 5月1日～6月2日
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																																																																																			
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円																																																																																																																			
	50cc超90cc以下	2,000 円		経過措置	5,500 円																																																																																																																			
	90cc超125cc以下	2,400 円		重課	8,200 円																																																																																																																			
	ミニカー	3,700 円		軽課75%	1,800 円																																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽課50%	3,500 円	軽自動車																																																																																																																			
	特殊作業用	5,900 円	軽課25%	5,200 円																																																																																																																				
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	3,600 円	四輪乗用	通常(新税率)	10,800 円	軽自動車																																																																																																																		
		二輪の小型自動車(250cc超)		6,000 円	経過措置		7,200 円																																																																																																																	
軽自動車三輪	通常(新税率)	3,900 円	自家用	通常(新税率)	3,800 円	軽自動車																																																																																																																		
	経過措置	3,100 円		経過措置	3,000 円																																																																																																																			
	重課	4,600 円		重課	4,500 円																																																																																																																			
	軽課75%	1,000 円		軽課75%	1,000 円																																																																																																																			
	軽課50%	2,000 円		軽課50%	1,900 円																																																																																																																			
	軽課25%	3,000 円	軽課25%	2,900 円	年額																																																																																																																			
				通常(新税率)	5,000 円	年額																																																																																																																		
				経過措置	4,000 円																																																																																																																			
				重課	6,000 円																																																																																																																			
				軽課75%	1,300 円																																																																																																																			
				軽課50%	2,500 円																																																																																																																			
				軽課25%	3,800 円																																																																																																																			
市たばこ税		・卸売販売業者等	1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき2,925円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																																																																																																				
特別土地保有税		・1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 ・1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																																																																																																				
入湯税		・入湯客	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																																																																																				
都市計画税	1月1日	・市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																																																																																				

29 市税税率の変遷

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																															
市民税	均等割	2,500円							3,000円																																																	
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%																																																						
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																						
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																						
法人	均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																				
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																				
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																				
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																				
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																				
				50人以下であるもの		160,000 円																																																				
		1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																				
				50人以下であるもの		130,000 円																																																				
		1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																				
		上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																				
法人	法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																																								
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 1.4/100 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																									
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二 輪</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200 円</td> <td>三 輪</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">四 輪</td> <td>乗 用 営 業 用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営 業 用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>4,700 円</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td colspan="2">4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											車 種		税 率		車 種		税 率		原動機付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽自動車	二 輪	年 額	2,400 円	50cc超90cc以下	1,200 円	三 輪	3,100 円	90cc超125cc以下	1,600 円	四 輪	乗 用 営 業 用	5,500 円	ミニカー	2,500 円	自 家 用	7,200 円	小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円	貨物用	営 業 用	3,000 円	特殊作業用	4,700 円	自 家 用	4,000 円					二輪の小型自動車		4,000 円	
車 種		税 率		車 種		税 率																																																				
原動機付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽自動車	二 輪	年 額	2,400 円																																																			
	50cc超90cc以下		1,200 円		三 輪		3,100 円																																																			
	90cc超125cc以下		1,600 円		四 輪		乗 用 営 業 用	5,500 円																																																		
	ミニカー		2,500 円				自 家 用	7,200 円																																																		
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円	貨物用	営 業 用	3,000 円																																																					
	特殊作業用	4,700 円		自 家 用	4,000 円																																																					
				二輪の小型自動車		4,000 円																																																				
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100							新たな課税の停止																																																		
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円							課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																		
都市計画税	0.2/100																																																									
備 考																																																										

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																																																												
市民税	均等割								3,500円																																																																																																																																																																													
	個人所得割																																																																																																																																																																																					
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">50,000円</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td colspan="7"></td> <td colspan="4"> 平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100 </td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td colspan="8"></td> <td colspan="3"> 平成27年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th>経過措置</th> <th>改正税率</th> <th>重課</th> <th>軽課75%</th> <th>軽課50%</th> <th>軽課25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>市たばこ税</td> <td colspan="3">1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用</td> <td colspan="4">1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用</td> <td colspan="4">1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用</td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="10"></td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下のもの	160,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下のもの	130,000円	1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円	50人以下のもの	50,000円	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)				50,000円							法人税割								平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100				固定資産税											軽自動車税									平成27年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th>経過措置</th> <th>改正税率</th> <th>重課</th> <th>軽課75%</th> <th>軽課50%</th> <th>軽課25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	税率(年税額)						経過措置	改正税率	重課	軽課75%	軽課50%	軽課25%	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上	乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	市たばこ税	1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用				1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用				特別土地保有税											入湯税											都市計画税											備考										
		資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																																																																																																																																																		
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																																																																																																																																				
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																																																																																																																																				
10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																																																																																																																																																																				
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																																																																																																																																				
	50人以下のもの	160,000円																																																																																																																																																																																				
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																																																																																																																																				
	50人以下のもの	130,000円																																																																																																																																																																																				
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円																																																																																																																																																																																				
	50人以下のもの	50,000円																																																																																																																																																																																				
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)				50,000円																																																																																																																																																																																		
法人税割								平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100																																																																																																																																																																														
固定資産税																																																																																																																																																																																						
軽自動車税									平成27年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th>経過措置</th> <th>改正税率</th> <th>重課</th> <th>軽課75%</th> <th>軽課50%</th> <th>軽課25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	税率(年税額)						経過措置	改正税率	重課	軽課75%	軽課50%	軽課25%	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上	乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																									
車種区分	税率(年税額)																																																																																																																																																																																					
	経過措置	改正税率	重課	軽課75%	軽課50%	軽課25%																																																																																																																																																																																
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																																																																
四輪以上	乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																																																																															
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																																																															
貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																																																																															
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																																																																															
市たばこ税	1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用				1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用																																																																																																																																																																														
特別土地保有税																																																																																																																																																																																						
入湯税																																																																																																																																																																																						
都市計画税																																																																																																																																																																																						
備考																																																																																																																																																																																						

平成28年度市税概要

平成29年1月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課